

景品表示法の基本 ～二重価格表示編～

消費者庁は2024年7月に「キャンペーン期間中に申し込めば通常価格より安くなる」と誤解を招く表記などをしたのは景品表示法違反（有利誤認）に当たるとして措置命令を出しました。
今回は、二重価格表示について基本的な考え方をご説明します。

二重価格表示ってどういうことかな？ボーケンくん教えて！

商品の値段を安く見せるために、
元の価格と今の価格を並べて表示する方法だよ。
もちろん、これ自体は違法じゃないよ。
商品を選ぶとき、今だけ通常価格よりお得に買えたら嬉しいよね。

通常価格3,000円
セール価格1,500円

ただし、比較対象価格を表示するうえで、いろいろルールがあるんだ。
表示の内容によっては法律に引っかかる場合があるよ。
例えば、ちゃんとその価格で売っていたという実績がないとダメ。
今回は比較価格での販売実績が無かったから措置命令が出されたよ。

右の表示も、今だけお得って感じがするけど、
そもそも通常価格で売ってなかったらどう？

通常価格59,000円
→41,000円(税込)

え～！架空の価格を比較対象にしてたらガッカリだわ。
じゃあ過去にちょっとの間だけでも売ってたら比較に使えるの？

使えないよ！直近で、ある程度の期間はその価格で売ってたことが大事。
“最近相当期間”って言われているんだ。

比較対象価格として適切かどうかの基本的な考え方を説明するよ※。
二重価格表示をする時点の直近8週間で、元の価格で売られていた期間が
半分以上を占め、元の価格での販売期間が合計2週間以上あることが必要。
さらに元の価格で販売された最後の日から2週間経過していなければ、
最近相当期間にわたって販売していた価格といえるよ。

※(厳密には、販売形態等を考慮しつつ、個別に検討されることになります)

そっか～。
二重価格表示をするときには、“最近相当期間にわたって販売されているか”
を確認するのが大切なのね。

うん。二重価格表示は効果的な方法だけど、安易にやるのは禁物だよ。
消費者庁にガイドラインがでているからそれも見てみてね！

ありがとう！ボーケンくん！

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

